

事業者集中の審査に関する規定

(2023年3月10日国家市場監督管理総局令第67号公布 2023年4月15日施行)

第一章 総則

第1条 事業者集中（本翻訳では以下、企業結合と訳す）に関する独占禁止審査業務を規範化するため、「中華人民共和国独占禁止法（中華人民共和國反壟斷法）」（以下、独占禁止法と略称）と「国務院による企業結合申告基準に関する規定（国務院關於經營者集中申報標準的規定）」に基づき、本規定を制定する。

第2条 国家市場監督管理総局（以下、市場監督管理総局と略称）は、企業結合の独占禁止審査業務の責任を負うとともに、違法に実施された企業結合の調査・処分を行う。

市場監督管理総局は、業務の必要性に基づき、省、自治区、直轄市の市場監督管理部門（以下、省クラス市場監督管理部門という）に企業結合の審査を委託できる。

市場監督管理総局は、委託した省クラス市場監督管理部門に対する指導と監督を強化し、審査員育成管理制度を健全化し、審査業務の科学性、規範性、一致性を保障する。

第3条 事業者は、公平な競争、自主的な連携を通じ、法に基づき結合し、事業規模を拡大し、市場競争力を向上できる。

市場監督管理総局は、企業結合の独占禁止審査業務を実施するとき、公平公正を堅持し、法に基づきすべての事業者を平等に扱うものとする。

第4条 本規定にいう企業結合とは、独占禁止法25条に規定する以下に掲げる状況をいう：

- (1) 事業者の合併；
- (2) 事業者の株式或いは資産取得の方法を通じた他の事業者に対する支配権を取得；
- (3) 事業者は契約などの方法を通じ他の事業者に対する支配権或いはその他の事業者に対する決定的な影響力を及ぼすことができる情況。

第5条 事業者が他の事業者に対する支配権を取得しているか或いは他の事業者に決定的な影響を及ぼすことができるか否かを判断する場合、以下に掲げる要素を考慮しなければならない：

- (1) 取引の目的と将来の計画；
- (2) 他の事業者の株式構成及び取引前後のその変化；
- (3) 他の事業者の株主（総）会など権限機関で採決した議決事項及びその議決メカニズム、並びにその過去の出席率と議決状況；
- (4) 他の事業者の取締役会などの意思決定或いは管理機関の構成及びその議決メカニズム、並びにその過去の出席率と議決状況；

- (5)他の事業者の幹部管理者の任免など；
- (6)他の事業者の株主、取締役間の関係、投票権行使の委任、協調行動者などの存在の有無；
- (7)当該事業者と他の事業者との間に重大なビジネス関係、提携合意などの存在の有無；
- (8)その他の考慮すべき要素。

二つ以上の事業者がいずれも他の事業者に対する支配権を有している或いは他の事業者に決定的な影響を及ぼすことができる場合、他の事業者に対する共同支配を構成する。

第6条 市場監督管理総局は、企業結合の分類分級審査制度を健全化する。

市場監督管理総局は、国の経済や民生などの重要な分野に関わる企業結合に対し、具体的な審査弁法を制定できる。

市場監督管理総局は、企業結合審査制度の実施効果を評価するとともに、評価結果に基づき審査業務を改善する。

第7条 市場監督管理総局は、企業結合審査業務の情報化システム構築を強化し、技術手段を十分に運用し、スマート監督管理を推進し、審査効率を向上させる。

第二章 企業結合の申告

第8条 企業結合が国务院の規定する申告基準（以下、申告基準と略称）に達する場合、事業者は事前に市場監督管理総局に申告しなければならず、申告前或いは申告が承認される前に結合してはならない。

企業結合が申告基準に達していないが、当該企業結合が競争を排除、制限する効果がある或いは可能性があることを証明する証拠がある場合、市場監督管理総局は、事業者に申告を求めるとともに、文書で事業者に通知できる。結合がまだ実施されていない場合、申告前或いは申告が承認される前に結合してはならない。結合がすでに実施されている場合、事業者は文書による通知の受領日より120日以内に申告するとともに、結合の実施を一時停止するなど必要な措置を講じ結合が競争に及ぼす悪影響を減少させなければならない。

結合を実施するか否かを判断する要素には、市場主体の登録或いは権利変更登記を完了、幹部管理者を委任、事業の決定と管理に実際に参画、他の事業者と敏感な情報を交換、実質的な業務の統合をしたか否かなどを含むが、これらに限らない。

第9条 売上高には、関連事業者の前会計年度中の製品の販売とサービスの提供により得られた収入を含み、関連する税金及び付加金を控除する。

前項にいう前会計年度とは、結合契約締結日の前会計年度をいう。

第10条 結合参加事業者の売上高は、当該事業者及び申告時に当該事業者と直接或いは間接的に支配関係にあるすべての事業者の売上高の総合計でなければならないが、上記の事業者間の

売上高は含まない。

事業者が他の事業者の構成部分を取得するとき、譲渡側が当該構成部分に対する支配権を持たない或いは決定的な影響を及ぼさない場合、対象事業者の売上高に当該構成部分の売上高のみを含める。

結合参加事業者間、或いは結合参加事業者と結合に未参加事業者との間に共同支配のある他の事業者があるとき、結合参加事業者の売上高には、共同支配権を受ける事業者と第三者の事業者間の売上高が含まれるが、この売上高は1回のみ計算されるとともに、共同支配権のある結合参加事業者間で均等に分配されなければならない。

金融業事業者の売上高の計算は、金融業事業者が結合で申告した売上高の計算に関連する規定に基づき執行する。

第11条 同一の事業者間で2年以内に複数回実施された申告基準に達していない企業結合は、1回の結合と見做さなければならず、結合時期は最後の取引より計算し、結合に参加した事業者の売上高は複数回の取引を合算しなければならない。事業者がその支配関係にある他の事業者を通じ上述の行為を実施した場合、本規定に従い処理する。

前項にいう2年以内とは、最初の取引が完了した日より最後の取引の契約締結日までの期間をいう。

第12条 市場監督管理総局は、企業結合の申告に対する指導を強化する。正式な申告前に、事業者は、文書で結合申告事項について相談申請を提出するとともに、相談する具体的な問題を列挙説明できる。

第13条 合併を通じ実施された企業結合の場合、合併の各当事者はいずれも申告義務者である。その他の状況の企業結合の場合、支配権を取得或いは決定的な影響を及ぼすことができる事業者が申告義務者であり、その他の事業者はこれに協力する。

同じ企業結合に複数の申告義務者が結合している場合、一人の申告義務者に申告を委託できる。被委託申告義務者が申告していない場合、他の申告義務者は、申告義務から免除されない。申告義務者が申告していない場合、他の結合参加事業者が申告できる。

申告者は自ら申告することもできるし、法に基づき他人に申告の代理を委託することもできる。申告者は厳格慎重に代理人を選択しなければならない。申告代理人は信義誠実、法令遵守でなければならない。

第14条 申告書類、資料は、以下に掲げる内容を含まなければならない：

(1) 申告書。申告書には、結合参加事業者の名称、住所（事業場所）、事業範囲、結合実施予定日を明記し、かつ申告者の身分証明書或いは登記書類、国外の申告者は現地の公証機関の公証書類と関連する認証書類を提出しなければならない。代理人に申告を依頼する場合、授權委任状を提出し

なければならない。

(2) 結合の関連市場の競争状況に対する影響の説明。結合取引概況、関連市場の定義、結合参加事業者の関連市場における市場シェア率及び対市場支配力、主な競合他社とその市場シェア率、市場集中度、市場参入、業界発展の状況、結合の市場競争の構造・業界の発展・技術の進歩・イノベーション・国民経済の発展・消費者及びその他の事業者に対する影響、結合の関連市場の競争影響に対する効果評価と根拠、を含む。

(3) 結合合意。各種形式の結合契約文書、合意書、契約書及び対応する補足書類などを含む。

(4) 結合に参加した事業者の会計士事務所の監査を経た前会計年度財務会計報告書。

(5) 市場監督管理総局が提出を求めたその他の書類、資料。

申告者は申告書類、資料の真実性、正確性、完全性に責任を負わなければならない。

申告代理人は申告者に協力して申告書類、資料の真実性、正確性、完全性を審査しなければならない。

第 15 条 申告者は、申告書類、資料中の営業秘密、未公開情報、秘密保持ビジネス情報、プライバシー或いは個人情報に対し注記を行うとともに、申告書類、資料の公開版と秘密保持版を同時に提出しなければならない。申告書類、資料は中国語を使用しなければならない。

第 16 条 市場監督管理総局は、申告者の提出した書類、資料を検証し、申告書類、資料の不備を発見した場合、申告者に規定の期限内に補完するよう求めることができる。申告者が期限を過ぎても補完しない場合、未申告と見做す。

第 17 条 市場監督管理総局は、検証を経て申告書類、資料が法定要件に適合すると認めた場合、完備した申告書類、資料の受領日でこれを受理するとともに、文書で申告者に通知する。

第 18 条 企業結合が申告基準に達していないが、結合参加事業者が自主的に企業結合申告を提出した場合、市場監督管理総局は、申告書類、資料を受領後、検証を経て受理する必要があると認めた場合、独占禁止法に基づきこれを審査するとともに決定を下す。

第 19 条 以下に掲げるいずれかに適合する企業結合は、簡易事件として申告できる。市場監督管理総局は、簡易事件手続きに従い審査を行う：

(1) 同一の関連市場で、結合参加事業者の占める市場シェア率の合計が 15%未満。上流下流の市場で、結合参加事業者の占める市場シェア率はいずれも 25%未満。同一の関連市場に属さず、上流下流の関係も存在しない結合参加事業者は、取引関連それぞれの市場で占める市場シェア率がいずれも 25%未満；

(2) 結合参加事業者が中国国外に合弁会社を設立し、合弁会社は中国国内で経済活動に従事しない場合；

(3) 結合参与事業者が外国会社の株式或いは資産を取得し、当該外国会社は中国国内で経済活動に従事しない場合；

(4) 二つ以上の事業者が共同で支配する合弁会社であり、その中の一つ或いは一つ以上の事業者との結合を通じ支配される場合。

第 20 条 本規定第 19 条に適合するが、以下に掲げるいずれかの状況が存在する企業結合である場合、簡易事件とは見做さない：

(1) 二つ以上の事業者が共同支配する合弁会社は、結合を通じその中の一つの事業者に支配され、当該事業者と合弁会社は同一の関連市場での競合者に属し、市場シェア率の合計が 15%以上の場合；

(2) 企業結合の関わる関連関連市場の定義が困難な場合；

(3) 企業結合が市場参入、技術の進歩に悪影響を及ぼす可能性がある場合；

(4) 企業結合が消費者と他の関係事業者に悪影響を及ぼす可能性がある場合；

(5) 企業結合が国民経済の発展に悪影響を及ぼす可能性がある場合；

(6) 市場監督管理総局が市場競争に悪影響を及ぼす可能性を及ぼすと考えるその他の状況。

第 21 条 市場監督管理総局は簡易事件の受理後、事件の基本情報を公示する。公示期間は 10 日である。公示された事件の基本情報は申告者が記入する。

簡易事件の基準に適合しない簡易事件の申告に対し、市場監督管理総局は、これを返却するとともに、申告者に非簡易事件にとして再申告を求める。

第三章 企業結合の審査

第 22 条 市場監督管理総局は、受理日より起算し 30 日以内に、申告された企業結合に対し初歩的審査を行い、更に審査を実施するか否かを決定するとともに、文書で申告者に通知しなければならない。

市場監督管理総局が更に審査を実施することを決定した場合、決定日より 90 日以内に審査を完了し、企業結合を禁止するか否かを決定するとともに、文書で申告者に通知しなければならない。独占禁止法 31 条 2 項の規定状況に適合する場合、市場監督管理総局は本項に規定する審査期間を延長できるが、最長 60 日を超えてはならない。

第 23 条 審査の手続き中に、独占禁止法 32 条に規定する状況が発生した場合、市場監督管理総局は、企業結合の審査期限の計算の中止を決定するとともに申告者に文書で通知できる。審査期限は決定を下した日より計算を中止する。

審査期限の計算を中止した状況の解消日より、審査期限の計算を継続し、市場監督管理総局は、文書で申告者に通知しなければならない。

第 24 条 審査手続き中に、申告者が規定に従い書類、資料を提出していないため審査業務が行えない場合、市場監督管理総局は、文書で申告者に規定の期限内に補正するよう通知しなければならない。申告者が所定の期限内に補正しない場合、市場監督管理総局は、審査期限の計算の中止を決定できる。

申告者は求められた書類、資料を提出後、審査期限は引き続き計算される。

第 25 条 審査手続き中に、企業結合審査に重大な影響を及ぼす新たな状況、新事実が現れ、確認を経ないと審査業務を行えない場合、市場監督管理総局は、計算期限の計算の中止を決定できる。確認を経て、審査業務を行うことが可能な場合、審査期限は引き続き計算される。

第 26 条 市場監督管理総局が申告者から提出された追加の制限的条件受入計画を評価する段階で、申告者が審査期限の計算中止を請求し、市場監督管理総局が必要と判断した場合、審査期限の計算中止を決定できる。

追加の制限的条件受入計画の評価完了後、審査期限は引き続き計算される。

第 27 条 市場監督管理総局が審査決定を下す前に、申告者は、企業結合申告の撤回を求める場合、文書で申請を提出するとともに理由を説明しなければならない。市場監督管理総局の同意を経て、申告者は、申告を撤回できる。

結合取引状況或いは関連市場の競争状況に重大な変化が生じ、再申告が必要な場合、申告者は、撤回を申請しなければならない。

企業結合申告を撤回した場合、審査手続は終了する。市場監督管理総局は、撤回に同意するが結合の承認とは見做されない。

第 28 条 審査手続き中に、市場監督管理総局は、審査業務の必要性に基づき、申告者に規定の期限内に関連書類、資料を補充提供するよう求め、申告関連事項について申告者及びその代理人と意思疎通を行うことができる。

申告者は、企業結合の審査と決定を下すことに役立つ関連書類、資料を自発的に提供できる。

第 29 条 審査手続き中に、結合参加事業者は、書簡、ファックス、電子メールなどの方法を通じ市場監督管理総局に申告事項について文書で陳述することができる。市場監督管理総局は、聴取しなければならない。

第 30 条 審査手続き中に、市場監督管理総局は、審査業務の必要性に基づき、文書による意見募集、座談会、勉強会（論証会）、アンケート調査、委託コンサルティング、実地調査などの方法を通じ関係政府部門、業界団体、事業者、消費者、専門家学者などの単位或いは個人の意見を聴取できる。

第31条 企業結合を審査する場合、以下に掲げる要素を考慮しなければならない：

- (1) 結合参加事業者の関連市場における市場シェア率及び対市場支配力；
- (2) 関連市場の市場集中度；
- (3) 企業結合が市場参入、技術の進歩に及ぼす影響；
- (4) 企業結合の消費者とその他の関連事業者に及ぼす影響；
- (5) 企業結合が国民経済の発展に及ぼす影響；
- (6) 考慮しなければならない市場競争に影響を及ぼすその他の要素。

第32条 企業結合の競争に及ぼす影響を評価する場合、関係事業者は、単独或いは共同で競争を排除、制限する能力、動機及び可能性を考察できる。

結合が上流下流の市場或いは関連市場に関係する場合、関連事業者は、一つ或いは複数の市場での支配力を使用し、他の市場での競争を制限或いは排除する能力・動機・可能性を考察できる。

第33条 結合参加事業者の対市場支配力を評価する場合、結合参加事業者の関連市場における市場シェア率、製品或いはサービスの代替程度、販売市場或いは原材料調達市場を支配する能力、資金力と技術的条件、習熟度とデータ処理能力、及び関連市場の市場構造、その他の事業者の生産能力、下流顧客の購買力とサプライヤー切替能力、潜在的競合他社参入による相殺効果などの要素を考慮できる。

関連市場の市場集中度を評価する場合、関連市場の事業者数及び市場シェア率などの要素を考慮できる。

第34条 企業結合の市場参入への影響を評価する場合、事業者の生産要素、販売と調達ルート、キーとなる技術、キーとなる施設、データなどの支配を通じた方法で市場参入に影響を及ぼす状況を考慮するとともに、参入の可能性、適時性と十分性を考慮できる。

企業結合が技術の進歩に及ぼす影響を評価する場合、企業結合が技術イノベーションの原動力と能力、技術研究開発への投入と利用、技術資源の統合などの面に及ぼす影響を考慮できる。

第35条 企業結合の消費者に及ぼす影響を評価する場合、企業結合が製品或いはサービスの量、価格、品質、多様性などに及ぼす影響を考慮できる。

企業結合のその他の関係事業者への影響を評価する場合、企業結合が同一関連市場、上流下流の市場或いは関連市場への事業者の市場参入、取引機会などの競争条件に及ぼす影響を考慮できる。

第36条 企業結合が国民経済の発展に及ぼす影響を評価する場合、企業結合が経済効率、事業規模及び関連業界の発展などに及ぼす影響を考慮できる。

第 37 条 企業結合の市場競争への影響を評価する場合、結合が公共利益に及ぼす影響、結合参加事業者が倒産寸前に瀕している企業か否かなどの要素を総合的に考慮できる。

第 38 条 市場監督管理総局は、企業結合に競争を排除、制限する効果がある或いは可能性があるか否かを認定する場合、申告者に通知するとともに、結合参加事業者が文書による意見を提出することを許可する合理的な期限を設定しなければならない。

結合参加事業者の文書による意見には、関連する事実と理由を含めるとともに、相応の証拠を提供しなければならない。結合参加事業者が期限を過ぎても文書による意見を提出しない場合、異議がないと見做す。

第 39 条 結合による競争を排除、制限する効果がある或いは可能性を減少させるため、結合参加事業者は、市場監督管理総局に追加の制限的条件受入計画を提出できる。

市場監督管理総局は、受入計画の有効性、実行可能性、適時性を評価するとともに、速やかに評価結果を申告者に通知しなければならない。

市場監督管理総局は、受入計画が結合による競争への悪影響を減少させるには不十分と判断した場合、結合参加事業者と制限的な条件について協議し、合理的な期限内に他の受入計画を提出するよう求めることができる。

第 40 条 企業結合取引の具体的な情況に基づき、制限的条件には以下に掲げる種類を含むことができる：

(1) 有形資産、知的財産権、データなどの無形資産或いは関連の権益の分割（以下、分割業務と略称）などの構造的条件；

(2) ネットワークやプラットフォームなどのインフラストラクチャを開放し、キーとなる技術（特許、専有技術或いはその他の知的財産権を含む）を許諾し、排他的或いは独占的な合意を終了し、独立した運用を維持し、プラットフォームの規則或いはアルゴリズムを修正し、互換性を約束する或いは相互運用性レベルを低下させないなどの行動的条件；

(3) 構造的条件と行動的条件を組合せた総合的条件。

分割業務（訳注：分割とは売却を意味する、以下同じ。）は、通常、関連市場で有効な競争を実施するために必要なすべての要素を備えていなければならないが、有形資産、無形資産、株式、キーとなる人員及び顧客との契約或いは供給契約などの権益を含む。分割対象は、結合参加事業者の子会社、支店、或いは業務部門などに行うことができる。

第 41 条 受入計画に実施できないリスクがある場合、結合参加事業者は、代替案を提出できる。代替案は、最先案が実施できなくなった後に発効するとともに、最先案よりも厳格な条件でなければならない。

受入計画は分割のためのものであるが、以下に掲げるいずれかの状況がある場合、結合参加事業者は受入計画の中で特定の買い手と分割時期の提案を行うことができる：

- (1) 分割に比較的大きな困難が存在する；
- (2) 分割前に分割業務の競争力と市場性を維持するには比較的大きなリスクがある；
- (3) 買い手の身元には分割業務が市場競争を回復できるかどうか重要な影響を及ぼす；
- (4) 市場監督管理総局が必要と認めるその他の状況。

第 42 条 競争を排除、制限する効果がある或いは可能性がある企業結合に対して、結合参加事業者が提出した追加の制限的条件受入計画が結合による競争に及ぼす悪影響を効果的に減少させることができる場合、市場監督管理総局は、追加の制限的条件を承認する決定を下すことができる。

結合参加事業者が規定期間内に追加の制限的条件受入計画を提出できない、或いは提出した受入計画が結合による競争に及ぼす悪影響を効果的に減少させることができない場合、市場監督管理総局は、企業結合を禁止する決定を下さなければならない。

第 43 条 いかなる単位と個人は、申告基準に達していないが競争を排除、制限する効果がある或いは可能性がある企業結合を発見した場合、市場監督管理総局に文書で報告するとともに、関連する事実と証拠を提供できる。

市場監督管理総局は、検証を経て、申告基準に達していないことを証明する証拠のある企業結合が競争を排除、制限する効果がある或いは可能性がある場合、本規定 8 条に基づき処理を行う。

第四章 制限的条件の監督と実施

第 44 条 追加の制限的条件で承認された企業結合に対し、義務者は、審査決定に規定された義務を厳格に履行するとともに、規定に従い市場監督管理総局に制限的条件の履行状況を報告しなければならない。

市場監督管理総局は、自ら或いは受託者を通じ義務者が制限的な条件を履行する行為を監督検査できる。受託者の監督検査を通過した場合、市場監督管理総局は、審査決定でこれを明確にしなければならない。受託者には監督受託者と分割受託者が含まれる。

義務者とは、追加の制限的条件での企業結合を承認する審査決定において、関連義務の履行が求められる事業者をいう。

監督受託者とは、義務者から委託を受けるとともに市場監督管理総局の評価を経て確定された、義務者による制限的条件の実施を監督し、市場監督管理総局に報告する自然人、法人或いは非法人組織をいう。

分割受託者とは、義務者から委託を受けるとともに市場監督管理総局の評価を経て確定された、分割受託段階で分割業務の売却と市場監督管理総局への報告を担当する自然人、法人或いは非法人組織をいう。

第 45 条 受託者による監督検査に合格した場合、義務者は、市場監督管理総局が審査決定を下した日より 15 日以内に市場監督管理総局に監督受託者を人選し提出しなければならない。制限的条件が分割である場合、義務者は分割受託段階に入る 30 日前に市場監督管理総局に分割受託者を人選し提出しなければならない。義務者は、受託者人選を厳格慎重に選択するとともに関連文書、資料の真実性、完全性、正確性に責任を負わなければならない。受託者の人選は以下に掲げる具体的な要件に適合しなければならない：

- (1) 信義誠実、法令遵守；
- (2) 受託者を担当する意欲がある；
- (3) 義務者と分割業務から独立した買い手；
- (4) 受託者の職責を履行する専門チームがあり、チームメンバーは制限的条件を監督するために必要な専門知識、技能及び関連経験を備えている；
- (5) 実行可能な業務計画を提出できる；
- (6) 過去 5 年間受託者担当手続き中に処罰を受けていない；
- (7) 市場監督管理総局が提出するその他の要件。

義務者が正式に受託者の選出を提出後、受託者人選に正当な理由がなければ受託者評価に参加を放棄してはならない。

通常、市場監督管理総局は、義務者の提出した人選から優れた評価に基づき受託者を確定しなければならない。但し、義務者が規定の期限内に受託者の選任を提出せず、再度文書での通知後も期限に提出しない、或いは 2 回提出された人選がいずれも要件に適合せず、監督執行を正常に行うことが困難な場合、市場監督管理総局は、義務者を指導し条件に適合する受託者を選択できる。

受託者確定後、義務者は、受託者と文書で契約を締結し、それぞれの権利と義務を明確にするとともに、市場監督管理総局の同意を得なければならない。受託者は、勤勉で十分な注意を払い職責を履行しなければならない。義務者は受託者に報酬を支払うとともに、受託者に必要な支援と利便性を提供する。

第 46 条 制限的条件が分割である場合、分割義務者は、審査決定に規定された期限内に、自ら適切な分割業務の買い手を探し出し、売却契約を締結するとともに、市場監督管理総局の承認後に分割を完了しなければならない。分割義務者が規定の期限内に分割を完了できなかった場合、市場監督管理総局は、義務者に分割受託者に規定の期限内に適切な分割業務の買い手を探すよう依頼できる。分割業務の買い手は、以下に掲げる要件に適合しなければならない：

- (1) 結合参加事業者から独立している；
- (2) 分割業務を使用し市場競争に参加するために必要な資源、能力及び意思がある；
- (3) 他の監督管理機関の承認を取得している；
- (4) 結合参加事業者に融資し分割業務を購入してはならない；
- (5) 市場監督管理総局が具体的な案件の状況に基づき提示するその他の要件。

買い手がすでに分割業務の資産部或いは権益の一部を他のルートから獲得している或いは

できる場合、市場監督管理総局に分割業務の範囲に必要な調整を行うための申請をできる。

第 47 条 義務者が市場監督管理総局に提出し審査する監督受託者、分割受託者、分割業務の買い手の人選は、原則としてそれぞれ 3 社以上とする。特殊な状況下の場合、市場監督管理総局の同意を得て、上記の人選は 3 社未満とできる。

市場監督管理総局は、義務者の提出した受託者及び委託合意、分割事業の買い手の人選及び売却契約を審査し、審査決定要件に適合することを確保しなければならない。

制限的条件が分割の場合、市場監督管理総局の上述の審査に用いた時間は分割期限に算入しない。

第 48 条 審査決定が自己分割期限を規定していない場合、分割義務者は、審査決定が下された日より 6 か月以内に適切な買い手を探し出し、売却契約を締結しなければならない。分割義務者が申請するとともに理由の説明を経て、市場監督管理総局は、情状を酌量し自己分割期限を延長できる。但し、延期は最長 3 か月を超えてはならない。

審査決定が受託分割期限を規定していない場合、分割受託者は、受託分割の開始日より 6 か月以内に適切な買い手を探し出し、売却契約を締結しなければならない。

第 49 条 分割義務者は、市場監督管理総局が買い手と売却契約を審査、承認後、買い手と売却契約を締結し、締結日より 3 か月以内に分割業務を買い手に移転し、所有権移転などの関連法律手続きを完了しなければならない。分割義務者が申請するとともに理由の説明を経て、市場監督管理総局は、情状を酌量し業務移転の期限を延長できる。

第 50 条 市場監督管理総局の承認を得た買い手による分割業務の買取が申告基準に達している場合、支配権を取得した事業者は、それを市場監督管理総局に一つの新たな企業結合として申告しなければならない。市場監督管理総局が審査決定を下す前に、分割義務者は、分割業務を買い手に売却してはならない。

第 51 条 分割が完了する前に、分割業務の存続性、競争力、市場性を確保するため、分割義務者は、以下に掲げる義務を履行しなければならない：

(1) 分割業務と存続業務間の相互独立を維持するとともに、分割業務の発展に最も適した方法で管理を行うためにあらゆる必要な措置を採る；

(2) 分割業務に悪影響を及ぼす可能性のあるいかなる行為も実施してはならない、分割される業務の重要な従業員の雇用、分割される業務の営業秘密或いはその他の秘密保持情報取得を含む；

(3) 専門管理者を指定し、分割業務管理の責任を負う。管理者は監督受託者の監督の下で職責を履行し、その任命と交代は監督受託者の同意を得なければならない；

(4) 潜在的買い手が公平で合理的な方法で分割業務に関する十分な情報を獲得し、分割業務

の商業的価値と潜在的発展力を評価できることを確保する；

(5) 買い手の求めに基づき必要な支持と便宜を提供し、分割業務の円滑な引継ぎと安定的事業を確保する；

(6) 買い手に速やかに分割業務を移管するとともに関連法律手続きを履行する。

第 52 条 監督受託者は、市場監督管理総局の監督の下、以下に掲げる職責を履行しなければならない：

(1) 義務者が本規定、審査決定及び関連合意に規定される義務を履行することの監督；

(2) 分割義務者の推薦した買い手の人選、締結する売却契約に対し評価するとともに、市場監督管理総局に評価報告書を提出；

(3) 分割業務売却契約の執行を監督するとともに、定期的に市場監督管理総局に監督報告を提出；

(4) 分割義務者と潜在買い手が分割事項について発生した紛争の調整；

(5) 市場監督管理総局の求めに従い、義務者の制限的条件履行に関するその他の報告書を提出。

市場監督管理総局の同意を経ず、監督受託者はその職責履行中に市場監督管理総局に提出した各種報告及び関連情報を開示してはならない。

第 53 条 分割受託段階において、分割受託者は、分割業務のために買い手を探し出すとともに売却契約を達成する責任を負う。

分割受託者は、分割業務を底値なしで売却する権利を有する。

第 54 条 審査決定は、追加の制限的条件の期限を規定しなければならない。

審査決定に基づき、制限的条件の期限が切れ自動的に解除された場合で、市場監督管理総局の検証を経て確認され、義務者が審査決定に違反していない場合、制限的条件は、自動的に解除される。義務者が審査決定に違反する場合、市場監督管理総局は、追加の制限的条件の期限を適切に延長するとともに、適時に社会に公表できる。

審査決定に基づき、制限的条件の満了後に義務者が解除を申請する必要がある場合、義務者は文書で申請を提出するとともに理由を説明しなければならない。市場監督管理総局が評価後に制限的条件の解除を決定した場合、適時に社会に公表しなければならない。

制限的条件は、分割であり、市場監督管理総局の検証を経て確認され、義務者がすべての義務を履行した場合、制限的条件は自動的に解除される。

第 55 条 審査決定の有効期間中、市場監督管理総局は、自発的或いは義務者の申請により制限的条件の再審査を行い、制限的条件を変更或いは解除できる。市場監督管理総局が制限的条件の変更或いは解除を決定した場合、適時に社会に公表しなければならない。

市場監督管理総局は、制限的条件を変更或いは解除する場合、以下に掲げる要素を考慮しなければならない：

- (1) 結合取引先に重大な変化が発生したか否か；
- (2) 関連市場の競争状況に実質的な変化が発生したか否か；
- (3) 制限的条件の実施が必要或いは不可能であるか否か；
- (4) 考慮しなければならないその他の要素。

第五章 企業結合の違法な実施に対する調査

第 56 条 企業結合が申告基準に達しているのに、事業者が結合実施を申告しない場合、申告後に結合の実施が承認されない、或いは審査決定に違反した場合、本章の規定に従い調査を行う。

企業結合が申告基準に達せず、事業者が本規定 8 条に従い申告していない場合、市場監督管理総局は、本章の規定に従い調査を行う。

第 57 条 企業結合の違法な被疑実施に対して、いかなる単位と個人は、市場監督管理総局に通報する権利がある。市場監督管理総局は、通報者の秘密を保持しなければならない。

通報は文書形式を採用するとともに、通報者と被通報者の基本状況、企業結合の違法な被疑実施の関連事実と証拠などの内容を提供する場合、市場監督管理総局は、必要な検証を行わなければならない。

文書形式を採用した実名通報に対して、市場監督管理総局は通報者の請求に基づき通報処理結果をフィードバックできる。

通報処理業務で得られた国家秘密及び公開後に国家の安全、公共の安全、経済の安全、社会の安定に害を及ぼす可能性のある情報に対し、市場監督管理総局は、厳格に秘密保持しなければならない。

第 58 条 企業結合の違法な被疑実施の存在を示す初歩的事実と証拠がある場合、市場監督管理総局は、立案するとともに被調査事業者に文書で通知しなければならない。

第 59 条 被調査事業者は、立案通知の送達日より 30 日以内に、市場監督管理総局に企業結合に属するか否か、申告基準に達しているか否か、申告しているか否か、違法実施しているか否かなどに関する書類、資料を提出しなければならない。

第 60 条 市場監督管理総局は、被調査事業者が本規定 59 条に従い提出した書類、資料を受領した日から 30 日以内に、被調査取引が企業結合の違法な実施に属するか否かの初歩的調査を完了しなければならない。

企業結合の違法な実施に属する場合、市場監督管理総局は、さらなる調査実施の決定を下すとともに、被調査事業者に文書で通知しなければならない。事業者は違法行為を停止しなければならない。

ない。

企業結合の違法な実施に属さない場合、市場監督管理総局は、さらなる調査を実施しない決定を下し、被調査事業者に文書で通知しなければならない。

第 61 条 市場監督管理総局がさらなる調査を実施することを決定した場合、被調査事業者は、市場監督管理総局から文書による通知を受領日より 30 日以内に、本規定の企業結合申告書類、資料に関する規定に従い市場監督管理総局に関連書類、資料を提出しなければならない。

市場監督管理総局は、被調査事業者が提出した前項の規定に適合する文書、資料を受領日より 120 日以内に、さらなる調査を完了しなければならない。

さらなる調査の段階において、市場監督管理総局は、独占禁止法及び本規定に基づき、被調査取引に競争を排除、制限する効果がある或いは可能性があるか否かを評価しなければならない。

第 62 条 調査手続き中、被調査事業者、利害関係者には意見を陳述する権利がある。市場監督管理総局は、被調査事業者、利害関係者の提出した事実、理由、証拠を確認しなければならない。

第 63 条 市場監督管理総局は、行政処罰決定を下す前に、被調査事業者が行政処罰を下そうとする内容及び事実、理由、根拠を通知するとともに、被調査事業者に法に基づき享有する陳述、弁明、聴聞の請求などの権利を通知しなければならない。

被調査事業者が告知書の送達日より 5 営業日以内に陳述、弁明権を行使せず、聴聞も請求していない場合、この権利を放棄したものと見做す。

第 64 条 市場監督管理総局は、企業結合の違法な実施に対し、法に基づき処理決定を下すとともに、社会に公表できる。

第 65 条 市場監督管理総局が事業者に必要な措置を講じ結合前の状態に回復するよう命じた場合、関連措置の監督と実施は、本規定第 4 章を参照し執行する。

第六章 法的責任

第 66 条 事業者が独占禁止法の規定に違反し結合を実施した場合、独占禁止法 58 条の規定に基づきこれを処罰する。

第 67 条 市場監督管理総局が法に基づき実施する審査と調査に対し、関連する資料、情報の提供を拒否、或いは虚偽の資料、情報を提供、或いは証拠を隠匿、廃棄、移転、或いはその他の調査を拒否、妨害する場合、市場監督管理総局は、是正を命じ、単位の前年度売上 1%以下の罰金、前年度の売上高がない或いは売上高の計算が困難な場合、500 万元以下の罰金を科す。個人に対しては 50 万元以下の罰金を科す。

第 68 条 市場監督管理総局は、独占禁止法と本規定に基づき企業結合の違法な実施を調査処理するとき、結合の実施期間、競争を排除、制限する効果がある或いは可能性があるか否か、違法行為の結果を除去する状況などの要素を考慮しなければならない。

当事者が自発的に市場監督管理総局がまだ把握していない違法行為を報告し、違法行為による有害な結果を自発的に除去或いは軽減した場合、市場監督管理総局は「中華人民共和国行政処罰法」32 条に基づき処罰を減輕或いは軽減しなければならない。

第 69 条 市場監督管理総局が独占禁止法と本規定 66 条、67 条に基づき事業者に行政処罰を科した場合、独占禁止法 64 条と国の関連規定に基づき信用記録に記入するとともに、社会に公表する。

第 70 条 申告者は、代理行為に対する管理を強化するとともに法に基づき相応の責任を負わなければならない。

申告代理人が関連状況を故意に隠蔽、虚偽の資料を提供或いは企業結合案件の審査、調査作業を阻害する行為を行った場合、市場監督管理総局は、法に基づき調査処理するとともに公開し、関係部門に処理提案を提出できる。

第 71 条 受託者が職責履行要件に適合しない、正当な理由なく職責履行を放棄した、求められた職責を履行しない、或いはその他の企業結合案件の監督執行を阻害する行為がある場合、市場監督管理総局は、義務者に受託者の交代を求めるとともに、受託者にこれを警告、戒告（通報批評）、10 万元以下の罰金を科すことができる。

第 72 条 分割業務の買い手が規定通りに義務を履行せず、制限的条件の実施に影響を及ぼした場合、市場監督管理総局は、是正を命じ、10 万元以下の罰金を科す。

第 73 条 独占禁止法 4 章と本規定に違反し、情状が特に重大で、影響が特に劣悪で、特に重大な結果をもたらした場合、市場監督管理総局は、独占禁止法 58 条、62 条の規定と本規定 66 条、67 条に規定される罰金の 2 倍以上 5 倍以下の罰金を科すことができる。

第 74 条 独占禁止法執行機関の職員が職権乱用、職務怠慢、徇私舞弊（汚職、私欲のために不正に法律を適用）、法執行手続き中に知り得た営業秘密、プライバシー、個人情報等を漏洩した場合、関連規定に基づき処理する。

独占禁止法執行機関が調査期間中に発見した公職者の職務違反、職務上の被疑犯罪の端緒は、規律検査・監察機関に速やかに移管しなければならない。

第七章 附則

第 75 条 市場監督管理総局及びその他の機関及び個人は、知り得た商業秘密、未公開情報、秘密保持ビジネス情報、プライバシー及び個人情報に対し、秘密保持義務を負う。但し、法律法規の規定に基づき開示しなければならない或いは事前に権利者の同意を得ている場合を除く。

第 76 条 本規定に企業結合の違法な企業結合の実施の調査、処罰手続きに対する規定がない場合、「市場監督管理行政処罰手順規定」に基づき執行するが、期限、立案、事件管轄に関する規定を除く。

審査或いは調査の手続きで、市場監督管理総局は、聴聞を組織できる。聴聞手続は、「市場監督管理行政許可手続暫定規定（市場監督管理行政许可程序暂行規定）」、「市場監督管理行政処罰聴聞弁法（市場監督管理行政処罰听证办法）」に基づき執行する。

第 77 条 事業者に送達を必要とする文書に対して、送達方法は、「市場監督管理行政処罰手続規定（市場監督管理行政処罰程序規定）」を参照し執行する。

第 78 条 本規定は、2023 年 4 月 15 日より施行する。2020 年 10 月 23 日に国家市場監督管理総局令第 30 号で公布した「企業結合審査暫定規定（经营者集中审查暂行規定）」は同時に廃止する。

出所：国家市場監督管理総局ウェブサイト

https://gkml.samr.gov.cn/nsig/fgs/202303/t20230320_353972.html

※本資料は株式会社 KyK インターナショナルの協力の下ジェトロが作成した仮訳となります。情報・データ・解釈などについてできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロ及び株式会社 KyK インターナショナルが保障するものではないことを予めご了承下さい。